

「年金払い退職給付」について

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

<趣旨>

被用者年金一元化法附則第2条等を踏まえ、地方公務員共済年金の職域部分の廃止に伴い、地方公務員の退職給付の一部として、「年金払い退職給付（仮称）」を設けるなど、所要の措置を講ずる。

<概要>

- 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

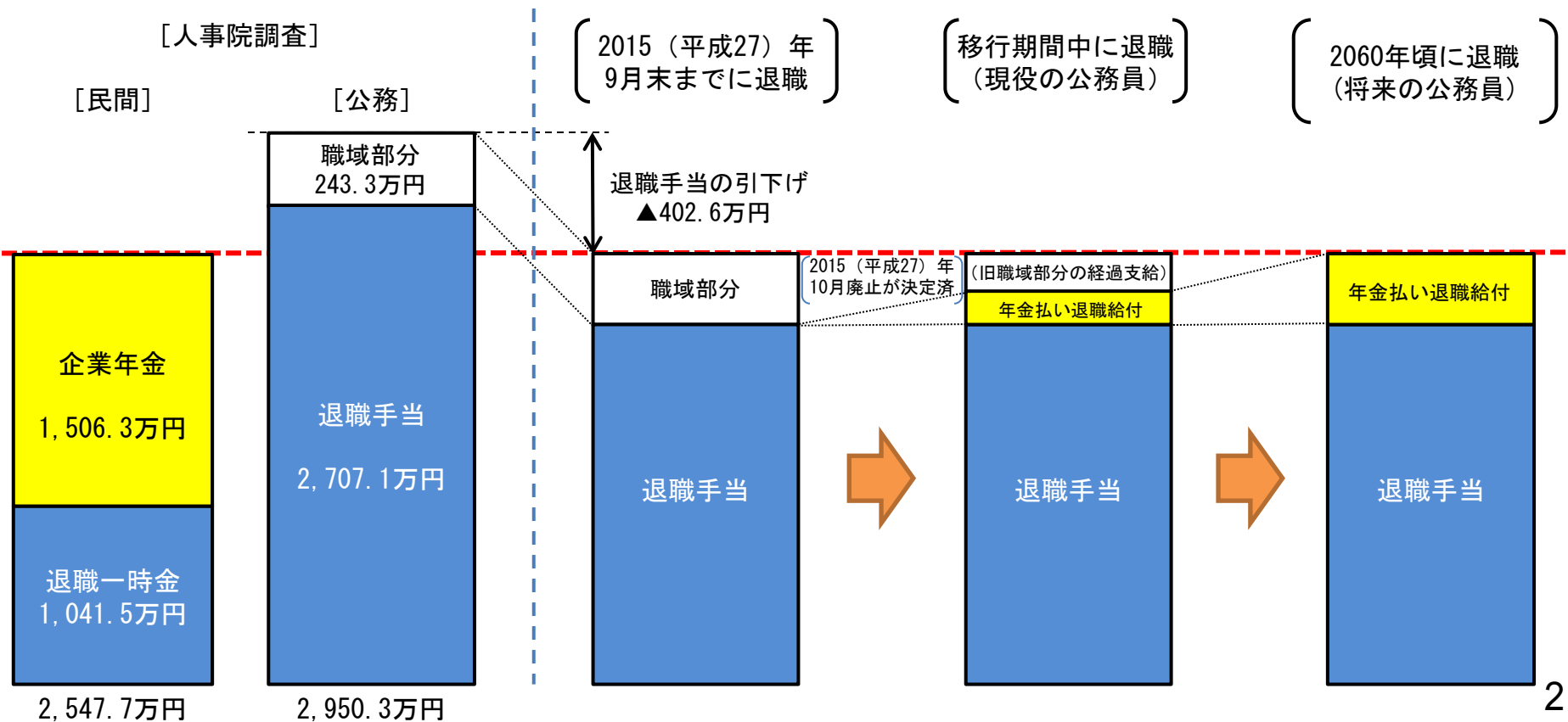
<施行日> 平成27年10月

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

○退職給付（退職金＋年金（事業主分））の官民均衡を図る観点から、以下の対応を行う。

※公務員の退職給付の在り方については、人事院調査及び被用者年金一元化法附則第2条を踏まえ、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」において検討し、報告書がとりまとめられた。

- ・ 当面の退職給付の官民較差は、退職手当の支給水準の引下げにより調整。
- ・ 職域部分廃止後の官民均衡は、退職給付の一部として、年金払いの退職給付（「年金払い退職給付（仮称）」）をゼロから保険料を積み立てて設けることにより確保。



退職手当の改正内容の概要

退職手当について、官民比較調査結果等を踏まえ、その支給水準を引き下げるとともに、平均年齢が上昇している状況を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度を導入する等の措置を講ずる。

⇒ 次のⅠ及びⅡの措置を通じ、退職給付の官民較差(平均402.6万円)の全額を解消(退職手当の支給水準を2707.1万円から2304.5万円に約14.9%引下げ)。

Ⅰ. 支給水準引下げ

1. 官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、次のとおり段階的に引き下げる。

<期 間>	<調整率>
現行	104/100
平成25年1月1日 ～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日 ～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

<参考> 段階的な引下げ措置については、過去の引下げ時の段階的措置に比べ、1回当たりの引下げ幅を2倍程度とし、かつ、引下げ間隔を1年から9か月に短縮。

2. 調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。
3. 施行期日:平成25年1月1日(第一段階の引下げを開始)

Ⅱ. 早期退職のインセンティブ拡大

1. 早期退職募集制度の導入
各大臣等が、年齢、職位等を特定して早期退職募集を行い、職員が応募し認定を受けて退職した場合、官側都合による退職として退職手当を算定するとともに、2. の措置の対象とする。
2. 定年前早期退職特例措置の拡充
【適用対象年齢の下限】
50歳(定年前10年) ⇒ 45歳(定年前15年)(政令事項)
【割増内容】
定年前1年につき一律2%割増(最大20%)
⇒定年前1年につき3%を上限とした割増(具体的な割増しは政令事項)
3. 施行期日:公布日から1年以内の政令で定める日

「年金払い退職給付」の概要

被用者年金一元化法附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(中略)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

「年金払い退職給付」のイメージ

モデル年金月額
約1.8万円/月(想定)

【積立方式】

有期年金(20年間)

終身年金

(参考) 現行の職域部分

モデル年金月額
約2万円/月

【賦課方式】

終身年金

※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算。

被用者年金一元化法による職域部分の廃止

○ 被用者年金一元化法により共済年金にある公的年金としての職域部分(3階部分)は廃止

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、1・2階部分については、同じ年金額となる。

[厚 生 年 金]

(企 業 年 金)	
本 人 分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
	老齢基礎年金 65,541円
配 偶 者 分	老齢基礎年金 65,541円

合計 230,940円

(企業年金を含まない)

[共 済 年 金]

※平成24年度価格

職域部分 19,971円		本 人 分	保険料(労使折半)
2 割	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円		
		老齢基礎年金 65,541円	1 / 2 保 険 料 (労 使 折 半) + 1 / 2 国 庫 負 担
	老齢基礎年金 65,541円	配 偶 者 分	

合計 250,915円

(職域部分を含む)

(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月(40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額(賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

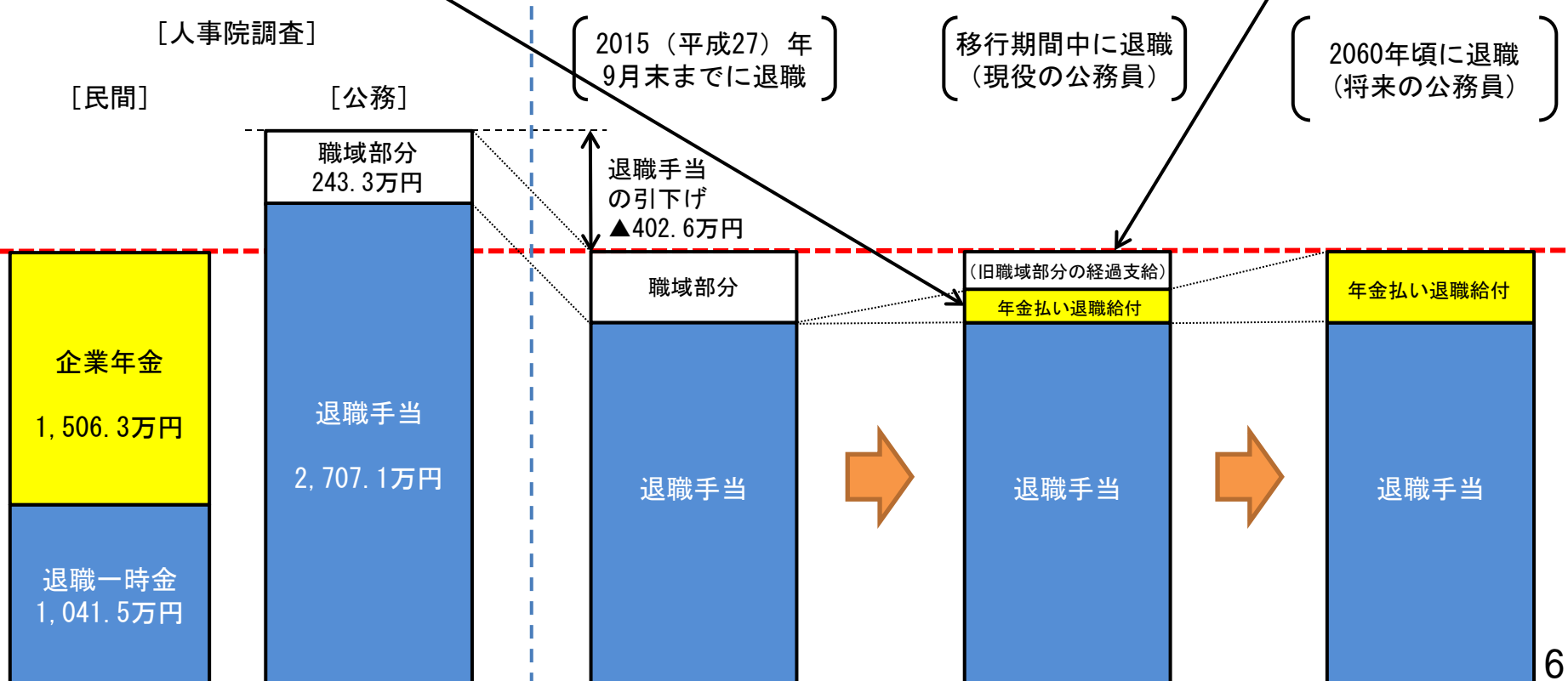
被用者年金一元化法と「年金払い退職給付」等の関係

○ 被用者年金一元化法附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(中略)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

○ 同法附則第3条

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(中略)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法(中略)による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(中略)その他の公務員共済の職域加算額(中略)の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。



共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議

【趣旨】

国家公務員等の共済年金職域部分と退職給付の在り方について検討するため、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を副総理の下に開催。

委員

(敬称略、50音順)

- ・久保田政一 日本経済団体連合会専務理事
- ・権丈 英子 亜細亜大学経済学部教授
- ・佐藤 博樹 東京大学大学院情報学環教授
- ・菅家 功 日本労働組合総連合会副事務局長
- ・関 ふ佐子 横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科准教授
- ・田北 浩章 東洋経済新報社取締役・編集局長
- ・藤村 博之 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
- ・保高 芳昭 読売新聞東京本社論説委員
- ・森田 朗 学習院大学法学部教授【座長】
- ・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

＜政府側出席者＞

- ・岡田 副総理
- ・中川 公務員制度改革担当大臣
- ・園田 内閣府大臣政務官
- ・大串 内閣府大臣政務官
- ・加賀谷 総務大臣政務官
- ・三谷 財務大臣政務官
- ・城井 文部科学大臣政務官
- ・藤田 厚生労働大臣政務官

開催実績

- | | | |
|-------|------------|------------------|
| 第1回会議 | 平成24年4月26日 | 人事院調査について |
| 第2回会議 | 平成24年5月15日 | 退職給付の官民較差の調整 |
| 第3回会議 | 平成24年5月23日 | 中間的な議論の整理 |
| 第4回会議 | 平成24年6月7日 | 官民較差調整後の退職給付のあり方 |
| 第5回会議 | 平成24年6月14日 | 〃 |
| 第6回会議 | 平成24年7月2日 | 〃 |
| 第7回会議 | 平成24年7月5日 | 報告書(案) |

報告書(抜粋)

⇒「年金払い退職給付」の具体的なイメージは以下のとおり。

- ① 公務員の相互救済という要請に応える観点から、公務員本人にも事業主と同程度の負担を求め、掛金について労使折半とする
- ② 年金のうち2分の1程度は一時金・有期年金選択可とし、残りは終身年金とする
- ③ 年金財政の健全性を堅持する観点から、財政運営や指標の設定等において、現行法令上民間企業年金に認められたキャッシュ・バランス方式を基にさらに保守的な制度設計・運営を行う
- ④ 公務員制度の一環として、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入する
- ⑤ 全額公費負担であった公務上障害・遺族年金制度を労使折半の枠内で導入する
- ⑥ 退職手当のみの支給とする場合と最終的な税負担は変わらないと考え得るが、現行職域部分と異なるものであることを明確にする。
このため、賦課方式に基づく現行の職域部分が保有する積立金は一切活用することなく、また、年金額を現行水準より抑制し、現行法令上民間企業年金に認められた仕組みより保守的な制度設計・運営を行い、⑤等を除いて障害・遺族年金制度を廃止する

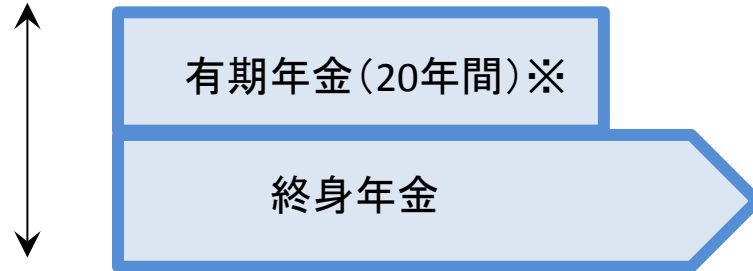
「年金払い退職給付」のイメージ

「年金払い退職給付」のイメージ

○退職年金

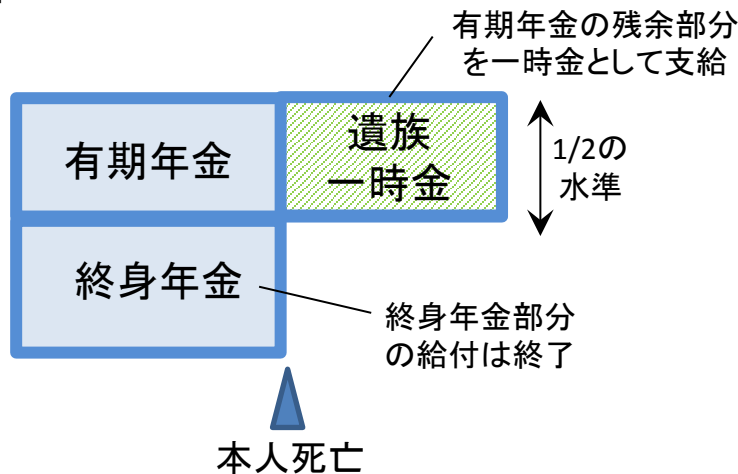
モデル年金月額
約1.8万円/月(想定)

【積立方式】



※ 有期年金は、10年支給又は一時金の選択も可能

○遺族一時金

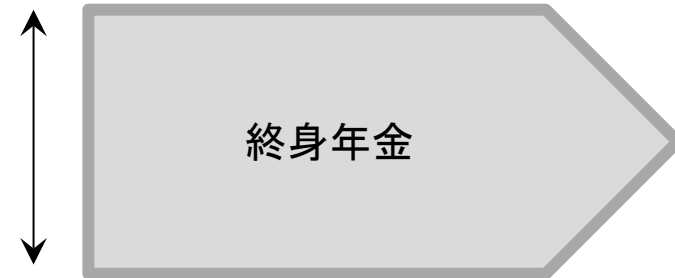


(参考) 現行の職域部分

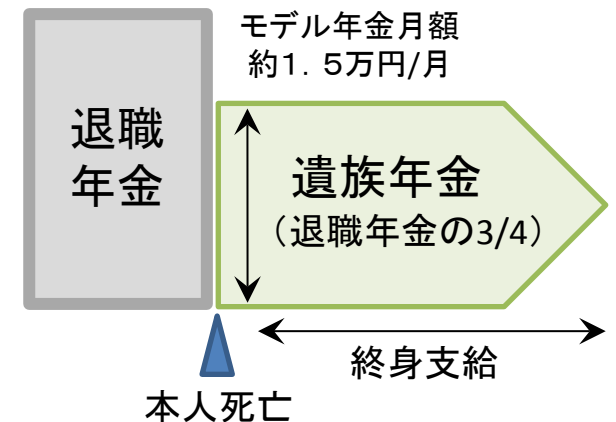
○退職年金

モデル年金月額
約2万円/月

【賦課方式】



○遺族年金

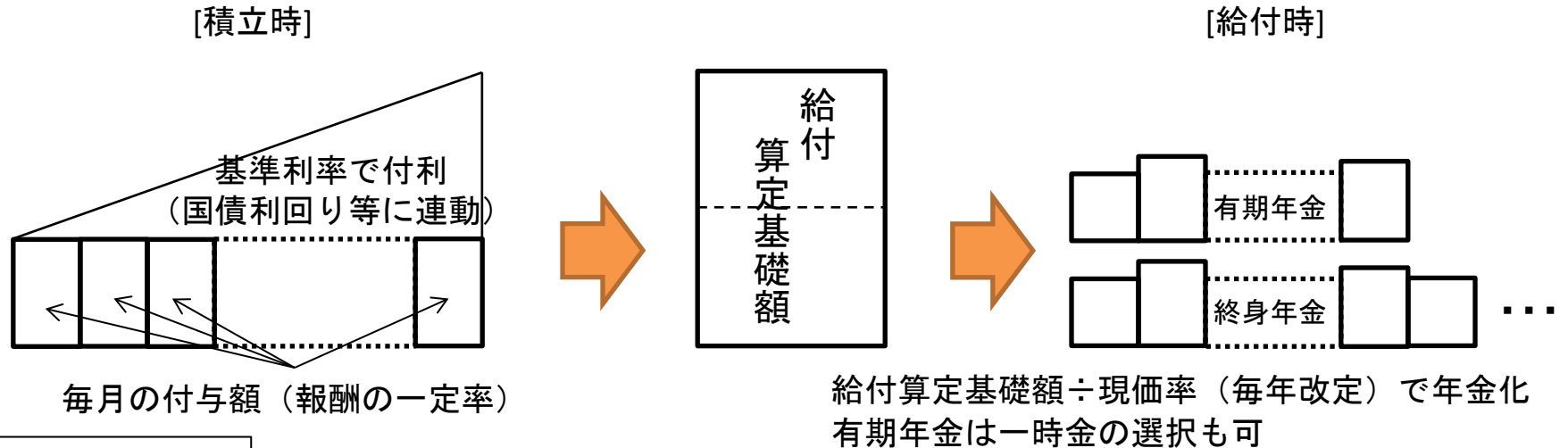


※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算。

「年金払い退職給付」の給付設計・財政運営

給付設計

- 毎月の報酬の一定率と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算（キャッシュバランス方式）
- 基準利率の設定等について保守的な設計を行い、追加拠出リスクを抑制
- 基準利率の変動や寿命の伸び等を踏まえて年金額を改定



財政運営

- 少なくとも5年ごとに財政再計算を実施（保険料を計算する際の予定利率等の仮定を慎重に設定、設立当初は早期に再計算を実施等）
- 毎年の決算時に財政検証を行い、財政の健全性を確認
- 保険料率は労使あわせて1.5%を上限（本人負担分（全体の半分）に0.75%の上限を法定）

職域部分と「年金払い退職給付」の違い

	職域部分	「年金払い退職給付」
年金の性格	<p style="text-align: center;">公的年金たる共済年金の一部 (社会保障制度の一部)</p> <p style="text-align: center;">(我が国の公的年金は、(1)国民皆年金、 (2)社会保険方式、(3)世代間扶養という特徴を持ち、職域部分はその一部)</p>	<p style="text-align: center;">退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)</p> <p style="text-align: center;">(「年金払い退職給付」は、全国民が基礎年金に加入するという「国民皆年金」の一環ではなく、「世代間扶養」の仕組みもない)</p>
財政方式	<p style="text-align: center;">賦課方式 現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式</p> <p style="text-align: center;">(現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクあり)</p>	<p style="text-align: center;">積立方式 将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式</p> <p style="text-align: center;">(現役世代の減少による影響を受けない)</p>
給付設計	<p style="text-align: center;">従来の確定給付型 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式</p> <p style="text-align: center;">(市場環境の悪化により、運用実績が想定利回りを下回った場合、保険料率が上昇するリスクあり)</p>	<p style="text-align: center;">キャッシュバランス型 国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式</p> <p style="text-align: center;">(市場環境が悪化した場合、国債利回り等に連動して給付水準が低下するため、保険料率の上昇リスクが小さい)</p>
保険料率	<p style="text-align: center;">保険料率の上限なし</p> <p style="text-align: center;">(賦課方式、確定給付型という制度設計に加え、保険料率の上限がないため、保険料率の上昇に歯止めがかからないリスクあり)</p>	<p style="text-align: center;">保険料率の上限(1.5%)を法定</p> <p style="text-align: center;">(そもそも保険料率の上昇リスクが少ない制度設計であることに加え、保険料率の上限を法定)</p>

被用者年金一元化後の年金給付について(イメージ)

昭和60年改正前

共済年金

現在

共済年金

基礎年金

共済組合
が支給

日本年金
機構が支給

一元化後

年金払い退職給付

旧職域部分

厚生年金

基礎年金

共済組合
が支給

日本年金
機構が支給

施行日前後における各積立金関係のイメージ

